

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府立臨海スポーツセンターの管理運営業務委託について 大阪府と南海ビルサービス株式会社との管理運営業務基本協定書上、臨海スポーツセンター（以下「臨海SC」という。）の管理運営業務にあたり、基本的な業務が定められており、その中でアイススケートリンクの運営業務として貸し靴を含むと規定されている。 なお、大阪府立臨海スポーツセンター条例第11条の規定により利用料金の額は、条例別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者は大阪府の承認を受けて定めた額とすると規定されている。</p> <p>2 大阪府立門真スポーツセンターの管理運営業務委託について 大阪府とオーグスポーツ・OGMPなみはやドーム共同事業体との管理運営業務契約書上、門真スポーツセンター（以下「門真SC」という。）の管理運営にあたり、基本的な業務が定められており、その中でアイススケートリンクの管理運営業務として氷上管理、監視業務、貸し靴業務含むと規定されている。 なお、大阪府立門真スポーツセンター条例第11条の規定により利用料金の額は、条例別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者は大阪府の承認を受けて定めた額とすると規定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2から7 省略</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。 この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> </div>	<p>1 臨海SC及び門真SCの設置条例において、アイススケートの貸し靴に係る利用料金の根拠規定が存在しない。</p> <p>2 両施設の現在の指定管理者を選定する際の募集要項において、自主事業の中に貸し靴が含まれている旨の参考情報が記載されている一方で、施設の設置条例で管理者の業務として掲げた業務とその詳細を記載することとされている「管理運営業務の内容」においては、アイススケートリンクの運営に関する業務の中に貸し靴を含む旨の記載があり、貸し靴が自主事業なのか、指定管理者として本来実施しなければならない業務なのか判然としない。</p> <p>3 臨海SCの管理運営業務基本協定書の「管理運営業務の仕様書」において、貸館運営業務の中に「アイススケートリンクの運営（貸し靴を含む）」と記載されており、自主事業である旨の記載はない。 また、門真SCの管理運営業務契約書の「管理運営業務の仕様書」では、維持管理事業者の業務の中の「維持管理事業者の自主事業」において「維持管理事業者所有の備品等の貸出業務」と記載されている一方で、「センター運営業務」においても「アイススケートリンクの管理運営業務（氷上管理、監視業務、貸し靴業務含む）」と記載されている。</p> <p>4 以上のことから、貸し靴が自主事業なのか否かが明らかではない。</p> <p>なお、保健体育課の説明によると、現在、臨海SC及び門真SCで実施している貸し靴については、指定管理者からの提案に基づく自主事業として指定管理者が自ら経費負担し、調達、管理、修理を行い実施しており、協定書等に位置づけた上で実施させているとのことであった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 アイススケートの貸し靴業務について、自主事業なのか、指定管理者として本来実施しなければならない業務なのか、改めて位置づけを明確にしたうえで、速やかに条例改正や協定書・契約の変更の必要性などについて関係機関と協議されたい。</p>

措置の内容

監査結果を受け、アイススケートの貸し靴に係る利用料金の根拠規定を明確にするため、平成26年9月議会において、大阪府立臨海スポーツセンター条例及び大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正し、アイススケート靴の利用料金を条例において定めた。

また、アイススケート靴の貸付業務について、関係機関と協議した結果、平成27年度からはアイススケート靴の貸付業務は自主事業とせず、両センターの本来業務として実施すべく、それぞれ協定書・契約書を変更した。